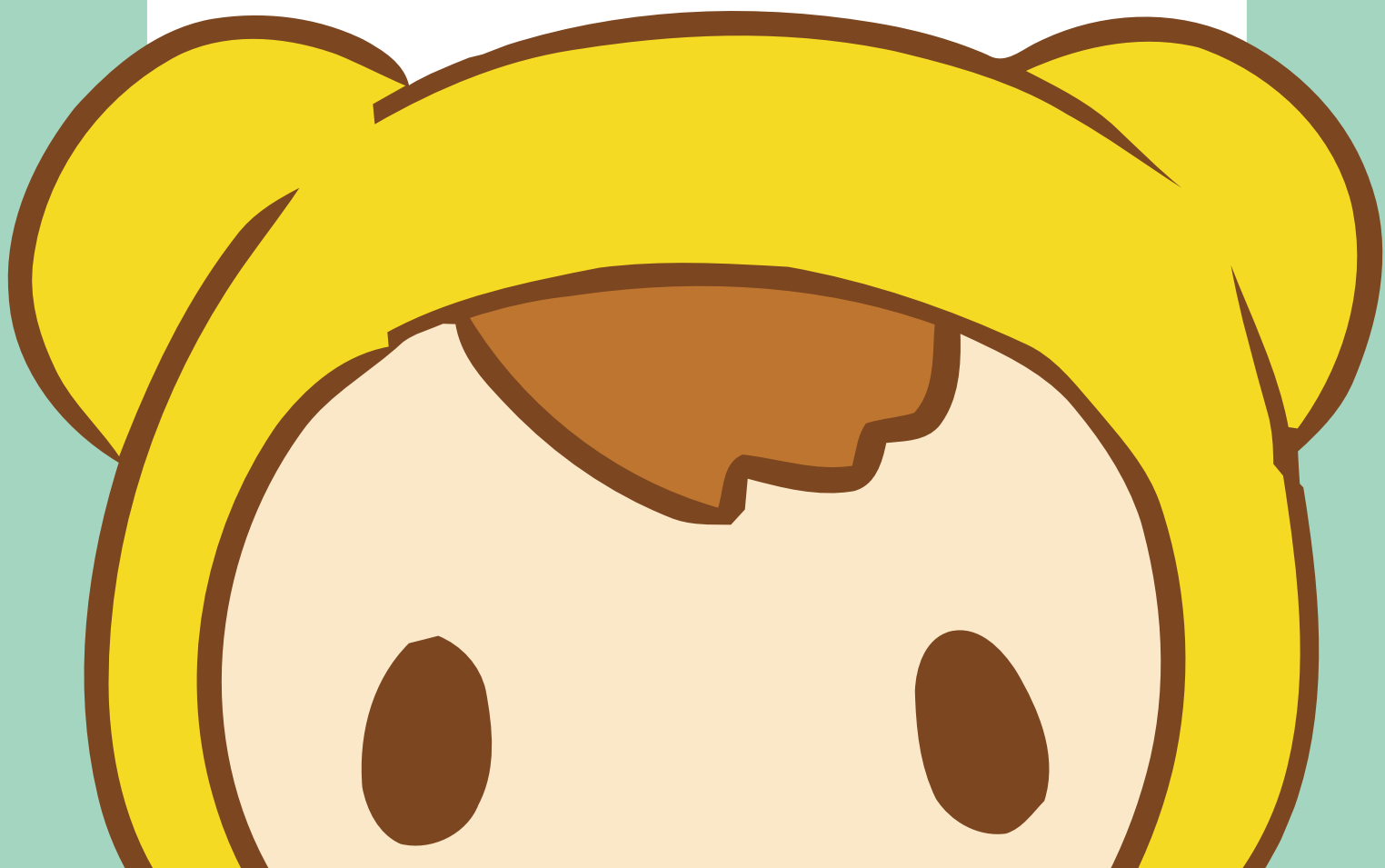


新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策
支 援 ハ ン ド ブ ッ ク

洲 本 市



新型コロナウイルス対策支援ハンドブック 発行にあたって



市民の皆さま、事業者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症により大変なご苦労をされていますこと、心よりお見舞い申し上げます。

また、感染症拡大防止にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、主に市が実施する事業を中心に、感染症関連の支援をまとめたハンドブックを作成しました。

日々新しい情報が発信されるなか、ご自身に当てはまる支援にどんなものがあるか、それを探すだけでも大変なものと存じます。

多くの方にこのハンドブックをご覧いただき、受けることのできる必要な支援を最大限活用し、いまを乗り越える一助としていただければ幸いです。

なお、紙面の都合上、最小限の内容での記載となっておりますので、詳細については各担当窓口にお問い合わせください。

まだまだ完全に安心できる状況ではありません。皆さまには引き続き感染予防対策をとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

※本ハンドブックは令和2年5月末日時点の情報を基に作成しています。

目 次

個人

給 付		P. 3～4
支 援		P. 4
減 免		P. 5
その他		P. 6

事業者

給 付		P. 7～10
その他		P. 10

個人・事業者

減免・猶予		P. 11
-------	-------	-------

ふるさと洲本応援商品券配布事業

※商品券は、5月28日に各世帯へ発送しています。

問 魅力創生課 ☎ 24-7641

令和2年5月1日時点で住民票のある市内対象世帯へ商品券を配布

商品券使用期限 令和2年7月26日(日)まで

対象世帯および支給金額

- ① 市内全ての世帯
1,000円×15枚＝15,000円
- ② 高校生以下の子どもがいる世帯
1,000円×10枚＝10,000円（①に加えて配布します。）



使用できる業種分類と金額

- (A) スーパー・コンビニエンスストア・ドラッグストア・ホームセンター
各世帯 3,000円相当、子育て世帯 2,000円相当
- (B) その他小売業
各世帯 6,000円相当、子育て世帯 4,000円相当
- (C) 飲食業、サービス業 ほか
各世帯 6,000円相当、子育て世帯 4,000円相当



特別定額給付金

※申請書は、5月14日に各世帯主宛てに発送しています。

申・問 特別定額給付金事業
プロジェクトチーム ☎ 22-7067

給付対象者1人につき10万円を支給

申請受付期限 令和2年8月18日(火)まで

給付対象者

令和2年4月27日において、市の住民基本台帳に記録されている人

受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主



子育て世帯への 臨時特別給付金

申・問 子ども子育て課 ☎ 22-1333

子育て世帯へ臨時特別給付金を支給します。

対象

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当
（本則給付）の受給者

支給額

対象児童1人につき 10,000 円

※市から児童手当が支払われる人は、特
に申請の必要はありません。
公務員のみ、申請が必要です。
（申請期限 令和2年12月末まで）

生活困窮者自立支援事業 （住居確保給付金）

申・問 福祉課 ☎ 22-3332

生活困窮者へ家賃相当額を支給します。

対象

- ①離職・廃業した人
- ②休業などにより収入が減少し、離職と同程度の状況にあり、住居を失った、または失うおそれの高い人

※その他の条件はお問い合わせください。

支給額

月額上限 32,300 円～ 50,400 円
（世帯の人数により異なります。）

支給期間 **原則3カ月**
（最長9カ月まで延長可能）

国民健康保険傷病手当金 後期高齢者医療傷病手当金

申・問 保険医療課 （国保）☎ 24-7635
（後期）☎ 24-7608

対象

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者（給与などの支払いを受ける人）

支給対象日

新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染疑いのため、労務に服することができなくなった日から起算して3日経過した日以後連続して休んだ日

支給期間

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することのできない期間
※入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで

支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を労務日数で除した額 × 2/3 × 支給対象日数

洲本市買物支援事業

申・問 福祉課 ☎ 26-1166

買物支援事業を行う事業所に対して市が補助を行うことにより、買い物代行サービスを実施します。

対象

- 市に住所を有し、在宅で次の①～④のいずれかに該当する人がいる世帯
- ①満75歳以上の人のみで構成される世帯の人
 - ②要支援認定者または要介護認定者
 - ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている人
 - ④その他市長が特に必要と認める人

利用料金

1回あたり 500 円（買い物代金は別途）

利用可能商品

食料品、日用品など

国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料、介護保険料 減免

申・問 税務課（国民健康保険税） ☎ 24-7603
保険医療課（後期・介護） ☎ 24-7609

対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が到来する国民健康保険税、
後期高齢者医療保険料、介護保険料

※介護保険料は、第1号被保険者の保険料に限ります。

免除内容および対象者

①全額免除

主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人

②全額または一部免除

主たる生計維持者の事業収入など（事業収入、不動産収入、山林収入または
給与収入）の減少が見込まれ、下記に該当する世帯の人

（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）次のアからウの全てに該当する人
（介護保険料）次のアおよびイに該当する人

ア. 事業収入などの減少額が前年の10分の3以上

イ. 減少見込みの事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が
400万円以下

ウ. 前年の合計所得金額が1千万円以下

保育料および給食費などの減免 放課後児童クラブの利用料の減免

申・問 子ども子育て課 ☎ 22-1333

対象

- ・保育料および給食費などの減免
利用自粛要請期間に、認可保育所や
認定こども園の利用を自粛した児童の
保護者
- ・放課後児童クラブの利用料の減免
利用自粛要請期間に、放課後児童クラ
ブの利用を自粛した児童の保護者

減免内容

日割り計算による減免

国民年金保険料免除などに係る 臨時特例手続き

申・問 保険医療課 ☎ 24-7637

対象

次の①、②のいずれにも該当する人

- ①令和2年2月以降に、業務の喪失などで
収入が減少した人
- ②令和2年中の所得見込み額が、国民年金
保険料免除基準相当になることが見込ま
れる人

対象期間

令和2年2月分から6月分まで

※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要

給付（個人）

支援（個人）

減免（個人）

その他（個人）

給付（事業者）

その他（事業者）

猶予（個人・事業者）

未就学児がいる世帯へ マスク・ゴミ袋などの配布事業

※5月21日に対象世帯へ発送しています。

問 子ども子育て課 ☎ 22-1333

対象

未就学児（平成26年4月2日から令和2年5月1日生まれ）がいる世帯

配布内容

マスク 50 枚

市指定ごみ袋（大） 10 枚

塗り絵

新しい生活様式応援事業

（高齢者、障害者、介護保険第2号被保険者）

※5月27日までに対象者に発送しています。

問 65～69歳の人、介護保険第2号被保険者：

介護福祉課 ☎ 22-9333

障害者手帳所持者：福祉課 ☎ 22-3332

70歳以上の人：健康増進課 ☎ 22-3337

対象 ※基準日：令和2年5月31日

・65歳以上の人

（昭和30年5月31日以前の生まれ）

・障害者手帳の交付を受けている人

・介護保険第2号被保険者

配布内容 対象者1人につきマスク5枚

生活福祉資金貸付制度

申・問 洲本市社会福祉協議会 ☎ 26-0022

貸付の対象世帯を低所得世帯以外にも拡大し、休業や失業などにより生活資金に悩む人へ特例貸付を実施します。

貸付の種類

①緊急小口資金（20万円以内）

休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

②総合支援資金（月20万円以内）

収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

「GENKI」すもっと体操

問 介護福祉課 ☎ 26-0600

高齢者や子ども向けに屋内でもできるストレッチ体操の動画を作成し、HPやYouTube、ケーブルテレビで公開しています。



詐欺に注意

給付金詐欺の電話が多発しています。市役所・金融機関などが、ATMの操作をお願いすることはありません。不審な電話があったときは、一人で判断せず、家族や友人、警察に相談してください。

人権への配慮

感染された人とそのご家族や周囲の人、治療にあたっている病院関係者、海外からの帰国者などに対する不当な差別、いじめなどがあってはなりません。正しい情報に基づき、冷静な行動をこころがけましょう。

ふるさと洲本事業所応援給付金

申・問 商工観光課 ☎ 24-7613

市内の中小企業などに対し、その事業の継続を支援するため、給付金を支給します。

申請期限 令和2年8月31日(月)まで



対 象 市内の中小企業や個人事業主（農林漁業者を除く）
支 給 額 50,000 円
要件など

（法人）

- ・ 洲本市税条例第 48 条第 1 項の規定による前事業年度の法人市民税の申告をした法人
- ・ 指定期間（令和2年1月1日から5月1日までの間）において設立された法人または市内に事務所もしくは事業所を有しなかった法人で新たに市内に事務所もしくは事業所を開設したもの

（個人事業主）

- ・ 所得税法第 120 条第 1 項の規定による令和元年分の所得税の申告をした個人（営業等事業収入があり、主たる収入が給与・年金でないものに限る。）
- ・ 指定期間において開業した個人

休業要請事業者 経営継続支援金

申・問 経営継続支援金相談ダイヤル
☎ 078-361-2281

申請期限 令和2年6月30日(火)まで

対象

次の要件を全て満たすもの

- ・ 県内に事業所を置く中小法人および個人事業主で、令和2年3月1日以前に創業していること
- ・ 令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で 50%以上減少していること
- ・ 県の休業要請などに応じて、対象となる施設を、期間中継続して休業していること

支給額

中小法人：10万円から100万円
個人事業主：5万円から50万円
※それぞれ休業の形態や期間に応じて支給額が異なります。



雇用調整助成金

申・問 雇用調整助成金等コールセンター
☎ 0120-60-3999
洲本公共職業安定所 ☎ 22-0620

事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練または出向などにより労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金などの一部を助成します。

助成額

労働者をやむを得ず休業させた際に支払った休業手当などの額を最大 10 分の 10 助成

※詳しい条件などはお問い合わせください。



給付（個人）

支援（個人）

減免（個人）

その他（個人）

給付（事業者）

その他（事業者）

猶予（個人・事業者）

持続化給付金

申・問 持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120-115-570

申請サポート会場予約（洲本会場 会場番号：2812）

☎ 0120-835-130（自動受付）

☎ 0570-077-866（オペレーター受付）

実施期間 令和3年1月15日(金)まで

対象者 中小法人や個人事業主（農林水産業者を含む）

給付額 中小法人など 上限 200 万円

個人事業主 上限 100 万円

計算方法：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲ 50%月の売上× 12 カ月）

要件など

- ・ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者
- ・2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者



豊かな海づくり資金 利子補給事業

申・問 なぎさ信用漁業協同組合連合会

☎ 078-919-1210

県民局 水産課 ☎ 26-2106

林務水産課 ☎ 24-7640

豊かな海づくり資金の制度拡充、貸付利率の当初3年間の無利子化などを行います。

実施期間 令和2年 償還期限7年以内
（うち据え置き2年以内）

支給額

当初3年間は無利子化（利子補給）

残りは 0.02%で融資

条件など

借入限度額：個人 1,000 万円

法人 2,000万円

資金使途：経営の維持安定に必要な資金

取扱金融機関：

なぎさ信用漁業協同組合連合会

高収益作物 次期作支援交付金

申・問 農政課 ☎ 24-7638

申請期限 令和2年6月19日(金)まで（次回募集予定あり）

- ①次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者に対し、種苗などの資材購入や機械レンタルなどを支援します。
- ②需要促進に取り組む高収益作物生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた対応などの取り組みを支援します。

対象

令和2年2月～4月の間に高収益作物（野菜、果樹、花き、茶）の出荷実績または廃棄した実績があり、政府の用意するセーフティネット（収入保険など）への加入を検討する生産者

助成額

① 10a当たり 50,000 円

② 10a当たり 20,000 円×取組数

※いずれも中山間地域などでは支援単価を1割加算

※詳細が決まり次第、ホームページなどでお知らせします。



「洲本の恵み」フードトラックパートナー事業

申・問 農政課 ☎ 24-7638

市内の生産者などと、関西圏で営業しているフードトラック*事業者とのマッチングや、フードトラック事業者へ発送する際の梱包や配送の費用を補助します。

*キッチン付きの車を使った移動店舗

申請期限 令和2年7月15日(水)まで

対 象

①マッチング

次のアおよびイの要件をいずれも満たす人

ア. 市内産農畜産物を生産、加工または集

出荷をし、販売する人

イ. 事前申請する人

②配送経費補助

次のアおよびイの要件をいずれも満たす人

ア. マッチングの結果、フードトラック事業者との売買が成立した人

イ. 事業実施期間内に、市内産農畜産物(加工品を含む)をフードトラック事業者に配送した人

助成額 梱包・配送の費用として、
1回の発送につき、

冷蔵・冷凍配送 1,200 円以内

常温配送 1,000 円以内

実施期間 令和2年9月から11月の3カ月
間(予定)

※詳細が決まり次第、
ホームページなどでお
知らせします。



認定農業者等緊急支援事業

申・問 農政課 ☎ 24-7638

申請期限 令和2年7月15日(水)まで

対象

①、②の要件をいずれも満たす人

①市内に住所を有する認定農業者または認定新規就農者

②基準日(令和2年5月1日)において①の認定の有効期間が満了しておらず、かつ、当該認定を取り消されていない人

助成額

認定農業者: 1人につき 30,000 円

認定新規就農者: 1人につき 20,000 円

和牛肥育農家緊急支援事業

申・問 農政課 ☎ 24-7638

申請期限 令和2年7月15日(水)まで

対象

基準日(令和2年5月1日)において市内に住所を有し、淡路島産和牛(黒毛和種、満9カ月を超え満36カ月齢未満)の肥育を行う人

助成額

基準日において飼養している淡路島産肥育和牛1頭当たり 3,000 円(上限 30 万円)

給付(個人)

支援(個人)

減免(個人)

その他(個人)

給付(事業者)

その他(事業者)

猶予(個人・事業者)

介護ロボット導入 支援事業

申・問 介護福祉課 ☎ 22-9333

対象施設 介護保険事業所

対象経費

- ・介護ロボットの導入費用
（上限 100 万円）
- ・見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る費用
（上限 750 万円）

※県の採択が必要です。

補助額 対象経費の2分の1

介護施設等消毒費用補助

申・問 介護福祉課 ☎ 22-9333

施設において感染が疑われる人が発生した場合に、施設が行う消毒、洗浄のために必要な費用を補助します。

実施期間 令和3年3月31日(木)まで

対象施設 介護保険事業所

補助額 対象経費の全額

市内医療機関感染拡大防止 サポート事業

問 健康増進課 ☎ 22-3337

対象施設 市内 40 医療機関

配布数 医療用マスク 3,000 枚
フェイスシールド 900 枚

熱中症の予防

夏季の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2メートル以上）が確保できる場合には、マスクを外すようにしましょう。

高齢者や子どもなど熱中症になりやすいです。こまめに水分補給をしましょう。

新型コロナウイルス感染症対応こころの相談

相・問 健康増進課 ☎ 22-3337

メール zoushin@city.sumoto.lg.jp

新型コロナウイルスによる生活環境の変化や長期休業等による不安やストレスなどの心の問題に対処するため、感染拡大防止に留意しつつ相談窓口を設置し、心身の健康をどう維持していくかの対処法や留意点などの支援を行います。

対象者

市内在住の人、またはその親族など

相談日・時間 平日 8:30 ~ 17:15

相談方法 電話またはメール

水道料金減免

問 淡路広域水道企業団
洲本市お客様センター ☎ 24-7620

減免期間 3カ月間

(令和2年6月から8月請求分)

※申請手続きは不要

対 象 淡路広域水道企業団と給水契約
している全ての人
(個人・法人を問わず)

減 免 額 水道料金のうち、「基本料金」を
全額減免
※水道使用量に応じた
「従量料金」は従来通り請求さ
れます。

徴収猶予の特例制度

申・問 収納対策課 ☎ 24-7604

納期から1年間、地方税の徴収猶予を行
います。

申請期限 原則、各納期限まで

対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日
までに納期限が到来する個人住民税、固定
資産税、地方法人税など

対 象

次の①、②のいずれも満たす納税者・特別
徴収義務者

- ①令和2年2月以降の任意の期間(1カ月
以上)において、給与(事業)などに
係る収入が前年同期に比べておおむね
20%以上減少している
- ②一時に納付し、または納入を行うことが
困難である

CATV施設使用料の 徴収猶予

申・問 広報情報課 ☎ 22-3339

令和2年度中に納期限が到来するCATV
施設使用料について、納期から1年間の徴収
猶予を行います。

受付期間 令和3年3月31日(水)まで

※原則、納期限までに申請が必要です。

対象となる使用料

- (1)テレビ施設使用料
- (2)インターネット施設使用料

対 象

令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以
上)において、給与などの収入が前年同期
に比べておおむね20%以上減少している
個人または事業者

国税の申告期限延長・ 納税猶予制度

申・問 洲本税務署 ☎ 24-1212
大阪国税局猶予相談センター
☎ 0120-527-363

【受付時間】8:30～17:00(土日祝日除く)

対象 法人、個人の全ての人

申告期限の延長

申告期限を延長する制度が
あります。

申告期限を過ぎた後でも延
長の申請が可能です。

国税庁 HP



納税猶予

申請により納税を猶予され
る制度があります。

納税が猶予されると、延滞
税が軽減または免除されます。

国税猶予



給付(個人)

支援(個人)

減免(個人)

その他(個人)

給付(事業者)

その他(事業者)

猶予(個人・事業者)

なのはちゃんからのお願い



密がいっぱいなところに行かないで



咳エチケットを
みんなで守ろう



手洗いは
せっけんを使って丁寧に
(30秒程度)

みんなで
コロナをのりこえよう



なのびえ

疫病よけの妖怪といわれる
「アマビエ」の姿に変化したなのはちゃん。
人々のコロナ終息の願いが、
なのはちゃんをこの姿に変えた。

新型コロナウイルスかも？ と思ったらまずお電話を

帰国者・接触者相談センター
〈洲本健康福祉事務所（洲本保健所）〉

受付時間 平日 9:00～17:30

電話番号 0799-26-2062

夜間・休日は兵庫県コールセンターへ

電話番号 078-362-9980

新型コロナウイルスに 関する最新情報

厚生労働省 HP



兵庫県 HP



洲本市 HP



新型コロナウイルス対策支援ハンドブック

令和2年6月15日発行【編集・発行】洲本市企画情報部広報情報課
〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 ☎22-3321



HPでも公開中